○農林水産省告示第千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町上横山字矢櫃一〇三一の五三、一〇四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字英彦山字御弟子山四一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市松之山字南田四三一の一、字大田五二四から五二六まで、五二七の一、五二七の二、五二八の一、五二九から五四四まで、五四五の一、五四五の二、五四六、五四六の子、五四七から五五一まで、五五一の子、五五三から五六五まで、五六六の一、五六七の一、五六八の一、五七八の二、五八一の一、五八六から五九一まで、糸魚川市大字鬼伏字小平六四四九、六四五一から六四五六まで、六四五九、六四六三、六四六八、六四六九の一から六四六九の五まで、六四七二から六四七六まで、六四七八から六五〇二まで、六五〇五、六五〇七から六五一四まで、六五三八、六五三九の一、六五三九の二、六五四〇、六五四〇の子、六五四二から六五四五まで、六五五五から六五五七まで、六五六〇から六五六〇から六五七九の一、六五七九の二、六五八〇から六五八二まで、六五八五から六五八七まで、六五八九から六五九七まで、六六一一まで、六六一二の一、六六一三から六六一八まで、六六二〇から六六三七まで、六六三九、六六四一から六六四七まで、六六五〇から六六五四まで、六六五四の子、六六五五から六六六八まで、六六六八の子、六六六九、六六七一から六六八一まで、六六八一の一、六六八二から六七〇三まで、六七〇三の子、六七〇四、六七〇五、六七〇七、六七〇九から六七一二まで、六七一二の子、六七一三から六七一五まで、六七一七から六七三八まで、六七四〇、六七四一、六七四四の一、六七四五から六七五三まで、六七五五、六七五六、六七五八から六七六五まで、六七六八から六七七一まで、六七七五、六七八一から六七八三まで、六七八三の子、六七八六、六七八七の一、六七八七の二、六七八八から六七九〇まで、六七九一の一、六七九一の二、六七九三、六七九四、六七九五の一、六七九五の二、六八二八、六八二八の子、字松尾川原六四六二、六四六六、六四六七、字大平六九九〇の寅、六九九〇の辰

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県小千谷市大字葎生字大白倉丁一七〇〇の一、十日町市野口二九三二の七、二九五五、二九七一の一、二九七五、二九七七、糸魚川市大字釜沢字柴橋五一九から五二四まで、五三〇、五三一、五六六、五六七、大字田中字オトシ一二三四、一二四〇、一二四一の一、一二四一の二、一二四二から一二五〇まで、一二五一の一、一二五一の二、一二五二、一二五三の子、一二五四から一二五七まで、一五一三、一五一四の一、一五一四の二、一五一五の一、一五一五の二、一五一六の一、二三三二、二三三九、二三四〇、二三四四から二三四六まで、二三五三から二三六六まで、二三六八、字庭平二二四二から二二四五まで、大字道平字立テ一三二一の甲、一三二一の乙、一三二二（次の図に示す部分に限る。）、大字川島字ココメヒラ二五〇一から二五〇九まで、二五一〇の一、二五一〇の二、二五一一から二五一四まで、二五一六、二五一七の一、二五一七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区御津芳谷字樋ノ口八四〇から八四四まで、八四五の第一、八四五の第二、字寺山八四六の第一、八四六の第二、八五八、字第ズリ八四七、字畠八四八、八四九、八五〇の第一、八五〇の第二、字並松ノ下八五九、八六〇、字寺山裾八六二、字寺山平八六三、八六四、字寺山下八六一、八六五、八六六、八六七の一から八六七の三まで、字樫谷口八六九の一から八六九の五まで、八七〇、字樫谷八七一、八七二、字向橋八七三、八七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ノ口八四四・八四五の第二・字寺山八四六の第二・字寺山平八六四・字寺山下八六五・八六七の一・字樫谷口八七〇・字樫谷八七一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）